近税 2 第 1414 号 (業対 第 179 号) 令和 3 年 1 月 7 日

支 部 長 各位

近畿税理士会 業務対策部長 出 川 洋

相続税の書面申告における押印廃止等について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は、支部運営並びに本会会務に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、国税庁より、税務関係書類における押印義務の見直しに伴い、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくとも改めて求めないこととされたことを受け、下記のとおり、複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法及び相続税の電子申告の普及・拡大に係る周知依頼がありました。

つきましては、支部会員への周知にご協力をお願いいたします。

記

1 複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法について

2人以上の相続人等がいる場合に相続税の申告書へ押印をしないときの申告書第1表及び第1表(続)の記載については、①共同して提出する方のみを記載していただくか、② 共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額を斜線等で抹消する等して、申告書の提出 意思の有無を明らかにしてください。

※e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

(参考)複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ※別添参照

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/0020012-133.pdf

2 相続税の電子申告について

(1) 修正申告書の受付開始

相続税の電子申告については、令和3年1月4日から修正申告書の受付を開始します。

(2) 相続税の電子申告の利用

上記(1)のとおり修正申告書の送信も可能となりますので、是非、相続税の電子申告を御利用ください。

なお、納税者に確認をしても利用者識別番号を取得しているか不明な場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出(e-Taxでの提出も可能です。)していただき、税務署から納税者本人に郵送される「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」に記載される以下の通知事項を確認の上、電子申告の手続を行ってください。

イ 利用者識別番号がある場合

既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が通知されます。

ロ 利用者識別番号がない場合

新規の利用者識別番号及び仮の暗証番号が通知されます。